

○浦安市ひとり親家庭住宅手当支給条例

昭和52年条例第8号

(目的)

**第1条** この条例は、本市に居住するひとり親家庭に住宅手当を支給することにより、その家庭の経済と住生活の安定を図り、もつてひとり親家庭の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ひとり親家庭 次のいずれかに掲げる家庭をいう。

ア 次のいずれかに掲げる者であつて、その子である児童を扶養しているものの家庭

(ア) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別し、又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）を解消した者であつて、現に婚姻をしていないもの

(イ) 配偶者の生死が明らかでない者

(ウ) 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者

(エ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令の申立てを行い、現に配偶者に当該命令が発せられた者

(オ) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者

(カ) 配偶者が規則で定める程度の障がいの状態にある者

(キ) 婚姻によらないで父又は母になつた者であつて、現に婚姻をしていないもの

イ 現に婚姻をしていない者又はア（イ）から（カ）までに掲げる者が児童の養育（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）をしている家庭

(2) 児童 20歳に満たない者をいう。

(受給資格者)

**第3条** この条例により住宅手当の支給を受けることのできる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているひとり親家庭の世帯主で、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者の資産、収入その他の事情を考慮して、住宅手当の支給をすることが適当でない認めるときは、支給しないことができる。

(申請及び認定)

**第4条** 住宅手当を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

(受給権の消滅)

**第5条** 住宅手当を受ける権利は、次の各号のいずれかに該当するとき消滅する。

- (1) 受給権者が第3条に規定する資格を喪失したとき。
- (2) 受給権者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けるに至ったとき。

(住宅手当の額及び支給方法)

**第6条** 住宅手当の額は、家賃月額10,000円を超えた部分に相当する額とする。ただし、支給月額は、15,000円を限度とする。

2 住宅手当の支給は、毎年7月、11月及び3月の各期において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、前支給期に支給すべきであつた住宅手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の住宅手当は、その支給月でない月であつても支給するものとする。

3 住宅手当の支給は、認定を受けた日の属する月から受給権の消滅した日の属する月まで支給する。

(住宅手当額の改定)

**第7条** 家賃の額の変動等により、住宅手当の額が増加するに至った場合の改

定はその者がその改定後の額につき認定申請した日の属する月から、また住宅手当の額が減少をするに至った場合の改定は、その理由の生じた日の属する月から行う。

(届出の義務)

**第8条** 受給者は、規則で定めるところにより、市長に届出をしなければならない。

(住宅手当の差止め)

**第8条の2** 受給者が、正当な理由がなくて、前条の規定による届出をしないときは、住宅手当の支払を一時差し止めることができる。

(住宅手当の返還)

**第9条** 市長は、受給者が偽りその他不正な手段により住宅手当を受けたときは、当該住宅手当を受けた者に対し、既に交付した住宅手当を返還させることができる。

(受給権の保護)

**第10条** 住宅手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供することができない。

(規則への委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和53年3月28日条例第9号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和56年3月20日条例第67号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和61年3月27日条例第13号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則** (平成2年3月29日条例第15号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年 7 月 2 日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成20年 9 月29日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年 3 月29日条例第 5 号）

この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

**附 則**（平成25年10月 3 日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 8 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、第 8 条の改正規定及び同条の次に 1 条を加える改正規定は、平成25  
年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条、第 3 条第 1 項及び第 6 条第 2 項の規定は、施行日以後の  
居住に係る住宅手当の支給について適用し、施行日前の居住に係る住宅手当  
の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年 9 月26日条例第21号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成27年 3 月26日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。